

# ファミリーベーシックコース加入キャンペーン特約

平成 27 年 6 月 1 日

株式会社東広島ケーブルメディア

## ファミリーベーシックコース加入キャンペーン特約

### 第1条(特約の適用)

株式会社東広島ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）は、ケーブルテレビサービス加入契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）に定めるサービスの一つとして、約款に付随するこのファミリーベーシックコース加入キャンペーン特約（以下「特約」といいます。）により、ファミリーベーシックコースの放送サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

### 第2条（加入契約単位）

加入契約は、加入世帯ごとまたは事業所ごと等について行います。

### 第3条（特典の選択）

特約により本サービスに加入する場合は別記1の特典を付与します。

### 第4条（定期契約期間）

本サービスには、本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月を1ヵ月と起算して24ヵ月間の定期契約期間があります。

2 契約者は、定期契約期間満了月（以下「満了月」といいます。）に満たない月に解約があった場合には、当社が定める期日までに第8条（料金の適用）の定めにより契約の解除料を支払っていただきます。

### 第5条（契約申込の方法）

契約の申込をするときは、その申込をする者が予め約款及び本契約を承認し当社の指定する様式及び方法により所要事項を当社に通知することとします。

### 第6条（サービスの利用の休止）

当社は、本サービスについて、約款第17条（一時停止）に規定するサービスの利用の一時停止は適用しません。

### 第7条（契約の解除）

契約者は、本サービスの契約を解除しようとするときには、予め当社所定の様式及び方法により当社へ通知していただきます。

2 契約者は、本サービスの契約を解除する場合、当社が定める期日までに解約月の月額利用料及び第8条（料金の適用）に定める契約の解除料を支払っていただきます。

#### 第 8 条 (料金の適用)

当社が提供する本サービスの料金は、月額利用料及び契約の解除料については別記 2 の料金表に定めるところにより、その他の料金については約款に定めるところによります。

#### 第 9 条 (特約の変更)

当社は、この特約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の特約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

#### 第 10 条 (その他の事項)

この特約に記載のない事項は、特段の記載がない限り、約款の定めに従います。

別記1（第3条関係）特典の付与

特典

加入の種別	特典
新規加入	次の①②の両方を付与するものとする。 ①加入金 50,000 円（消費税等別）を 10,000 円（消費税等別）とする。 ②標準工事費（通常約 27,000 円（消費税等別））を無料とする。
既加入	次の①②のいずれかを加入者が選択できるものとし、1 つを付与するものとする。 ① 月額利用料（3,600 円（消費税等別））が本サービスの提供を開始した日の属する月の翌月を 1 と起算して 6 ヶ月間無料とする。 ② セットトップボックス（簡易型 15,000 円（消費税等別））の価格を 1 台目に限り 500 円（消費税等別）とし、取付費（4,500 円（消費税等別））を無料とする。

別記2（第8条関係）ファミリーベーシックコース加入キャンペーン利用料金表

(1) 利用料

月額利用料
3,600 円（消費税等別）

(2) 契約の解除料（違約金）

1. 新規加入者特典の場合

本サービスの利用期間	契約の解除料
1 カ月から 11 カ月	40,000 + 標準工事にかかった費用の全額
12 カ月から 23 カ月	5,000 + 標準工事にかかった費用の全額

2. 既加入視者特典①の場合

本サービスの利用期間	契約の解除料
1 カ月から 23 カ月	3,600 円 × 残月数

3. 既加入視者特典②の場合

本サービスの利用期間	契約の解除料
1 カ月から 11 カ月	19,500 円
12 カ月から 23 カ月	5,000 円

※ 1、2、3 共に解約時には、他に、約款に定める契約解除に関する諸費用（解約月の月額利用料も含む）を支払っていただきます。

附則（実施時期）

この特約は平成 27 年 6 月 1 日から実施します。